

令和元年度

第2回豊山町生涯学習推進審議会

日時 令和元年12月4日(水) 午前10時

場所 豊山町役場 会議室5

豊山町教育委員会事務局 生涯学習課

次 第

1. あいさつ

2. 議 題

(1) 豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第3期）について

3. その他

目次

【議題（1）】豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第3期）素案について.....	1
豊山町生涯学習推進委員名簿（令和元年度）	2
豊山町生涯学習推進審議会条例.....	3

**【議題（１）】豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画
（第３期）素案について**

別添「豊山町生涯学習のまちづくり

基本構想・基本計画（第３期）素案」参照

豊山町生涯学習推進委員名簿（令和元年度）

◎：会長

○：副会長

	氏名	選出区分
	前 田 治	学識経験者（愛知学泉大学）
◎	飯 田 義 秀	学校教育関係者（豊山中学校長）
	安 藤 幸 子	生涯学習ボランティア
	尾 野 よし子	生涯学習ボランティア
	加 藤 武	生涯学習ボランティア
	浅 井 恵 子	老人クラブ連合会代表
	渡 邊 みゆき	商工会代表
	服 部 恒 子	社会教育関係者（文化協会推薦）
○	柴 田 昌 治	社会教育関係者（体育協会推薦）
	坪 井 敏 行	公募
	武 田 州美子	公募

<任 期> 平成30年4月1日～令和2年3月31日

<設置根拠> 豊山町生涯学習推進審議会条例 任期：2年

豊山町生涯学習推進審議会条例

(設置)

第1条 豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（以下「基本構想等」という。）に基づき、生涯学習の推進に係る施策について審議し、又はこれらの事項について町長に建議するため、豊山町生涯学習推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査審議をする。

- (1) 基本構想等に基づく実施計画及び施策の策定並びにその変更に関する事項
- (2) 基本構想等に基づく実施計画の進捗状況の点検に関する事項
- (3) 生涯学習ボランティアの推進に関する事項
- (4) その他生涯学習推進施策に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係町民団体の代表者
- (4) 生涯学習ボランティアの代表者
- (5) 一般公募により選出された者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長がこれを招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 審議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長の指名によって定める。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから互選によってこれを定める。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月16日条例第27号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。